

安全衛生状況自己診断票（一般船舶用）

国土交通省

運輸局

この診断票は、船員災害のうち重点的に防止対策を図る必要がある『転倒』『はさまれ』『海中転落』等を根絶させるために、過去の船員災害防止実施計画に定められ、国土交通省が中心となって指導・啓発してきた事項をまとめたものです。

また、船内衛生を保持するために有効な事項も含まれていますので、あなたの働く船舶の状況をこの診断票の各項目に『○・△・×』あるいは『A・B・C』等とランクを付けて記入し、あなたの働く船内を自己診断し、安全衛生の向上に役立ててください。

【点検年月日】 年 月 日 【船名】

【点検者氏名(職名)】 ()

1. 保護具その他の備置管理及び点検整備状況

診 断 事 項	結 果
安全担当者の選任	
衛生担当者の選任	
船内各所における火気取締責任者の選任	
保護帽の備置管理	
墜落制止用器具の備置管理	
作業用救命衣の備置管理	
滑り止めのついた保護靴の備置管理	
その他必要な保護具の備置管理	
げん梯の備置	
手すり及び踏みさんを施した歩み板の備置	
安全ネットの備置	
梯子・脚立への滑り止め措置	

診 断 事 項	結 果
点検整備	
げん梯	
手すり及び踏みさんを施した歩み板	
安全ネット	
夜間照明設備	
索具	
船内便所の整備	
飲用水の水質検査	
医薬品の備置管理	
調理室及び食堂等の衛生管理	
医療書の備置管理	
ねずみや害虫の駆除	
医療無線通信の連絡体制の確認	
健康証明書の有効期間の確認	

2. 船内各所における安全対策の措置状況

診 断 事 項		診 断 場 所								結 果
		ブリッジ	甲板	食堂等	調理室	通路	階段	倉庫	機関室	
管系統の表示										
突起物へのトラマークの表示										
階段へのトラマークの表示										
開放中のハッチに注意喚起の表示										
開放中のハッチに安全柵、安全ロープ等の転落・墜落防止措置										
立入制限	機械の運動部分のある場所									
	動力伝導装置等の運動部分のある場所									
	索具の振れ回りにより危害を受けるおそれのある場所									
	荷役装具の振れ回りにより危害を受けるおそれのある場所									
突起物の被覆										
機械の運動部分の被覆										
動力伝導装置等の運動部分被覆										
通路への滑り止めマットの敷設										

診 断 事 項 \ 診 断 場 所	診 断 結 果								
	ブリッジ	甲板 上	食堂 等	調理 室	通路	階段	倉庫	機 関 室	そ の 他
砂入塗装の塗布									
階段への滑り止め用テープ									
その他の滑り止め措置									
段差をなくす措置									
歩み板等の確実な取り付け（船外との通行）									
工具、部品等の整理整頓									
食器、調理器具等の整理整頓									
床面の整理整頓									
床面等の清掃									
ドアの固縛									
ハッチの固縛									
静電気の帯電防止措置（引火性液体物質の積載船）									
帯電した静電気の電荷を放散する措置（引火性液体物質の積載船）									
船内ハザードマップ（危険箇所）の有無及び提示場所									

3. 作業別の作業前・作業中における安全対策の措置状況

診 断 事 項 \ 船 内 作 業	診 断 結 果						
	出入 港 作 業	荷 役 作 業	運 航 ・ 運 転 作 業	整 備 ・ 管 理 作 業	調 理 作 業	そ の 他 の 作 業	
保護帽の使用							
墜落制止用器具の使用							
作業用救命衣の使用							
滑り止めのついた保護靴の使用							
その他必要な保護具の使用							
作業場所への滑り止めマットの敷設							
作業場所への砂入り塗装							
作業中の梯子・脚立の固縛							
安全な足場の確保							
げん梯の使用（船外との通行）							
手すり及び踏みさんを施した歩み板の使用（船外との通行）							
歩み板等の確実な取り付け（船外との通行）							
安全ネットの使用							
夜間における照明設備の使用							
換気装置の使用							
船内便所の使用の徹底							
索具の点検整備							

診 断 事 項 船 内 作 業		診 断 結 果					
		出 入 港 作 業	荷 役 作 業	運 航 ・ 運 転 作 業	整 備 ・ 管 理 作 業	調 理 作 業	そ の 他 の 作 業
げん梯の点検整備							
手すり及び踏みさんを施した歩み板の点検整備							
安全ネットの点検整備							
夜間照明設備の点検整備							
油漏れの点検整備							
ガス漏れの点検整備							
作業前ミーティングの実施							
作業前における検知							
作業中における定期的な検知							
重量物を運ぶにあたっては、人力運搬の重量を定める							
定めた人力運搬重量を超えるものを運ぶ際の用具又は機械の使用							
作業における不自然な姿勢及び動作を極力避ける							
作業 中止	上甲板に波浪が打ち込む場合						
	その他船体の動揺が激しい場合						
船内各所における船内見回りの実施							
積荷の積付けの安全確認							
安全な作業場所の確認							
動力機関等の修理作業等を行う場合の安全措置							
看視員の配置							
複数による協同作業の実施							
通路出入口付近での作業時のドアの開閉、人の出入りの制限							
作業中に滑り易い姿勢をとらないような作業方法の改善							
階段 の昇 降時	急に駆け上がったり、駆け降りたりしない						
	片手は必ず手すりをつかむ						
	重くかさ張る荷物は、一度に運ばない						
個々の船員への火気に対する自覚の促進							
静電気の帯電防止措置（引火性液体物質の積載船）							
帯電した静電気の電荷を放散する措置（引火性液体物質の積載船）							

点検者の所見
